



外国人技能実習制度について

法務省 出入国在留管理庁
厚生労働省 人材開発統括官

1. 技能実習法の概要について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】
- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。

【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

見直し後 (法務省・厚生労働省 共管)

- ① 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ② 新たに**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請等**を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

(注) 枠内下線部分は法律で規定

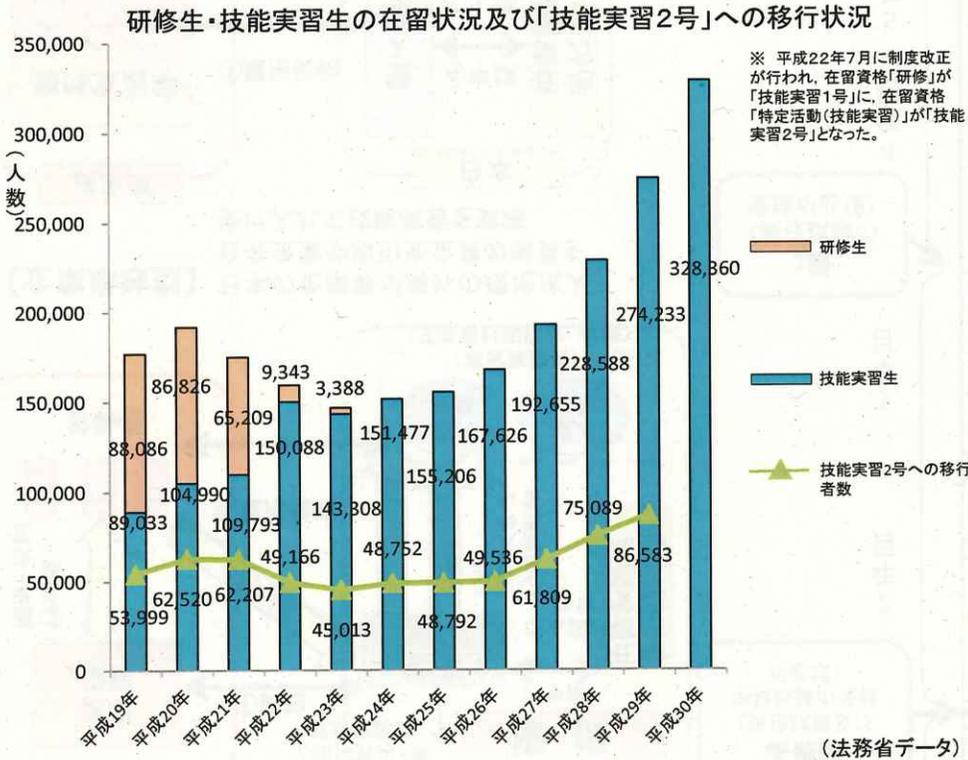
優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → **3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

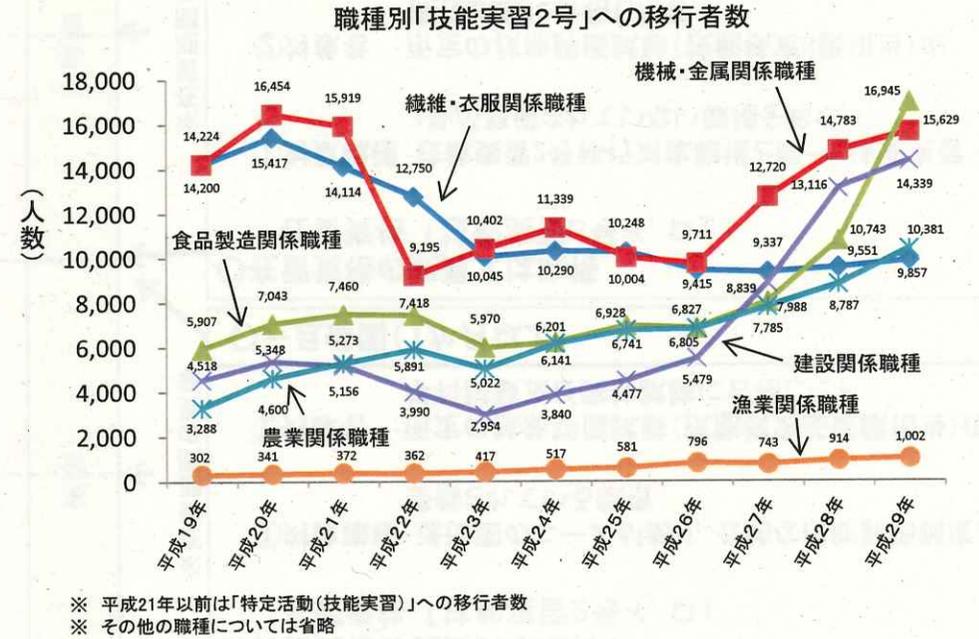
※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の現状

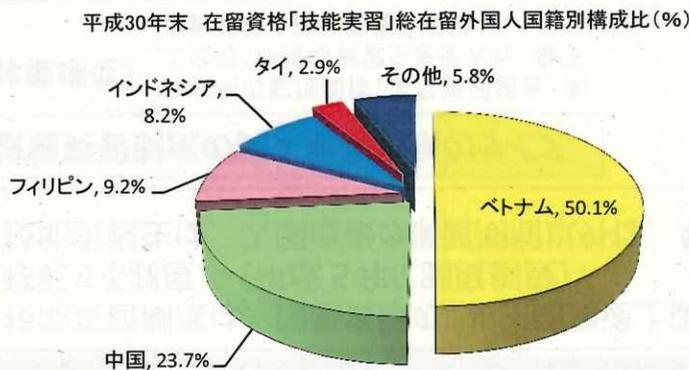
1 平成30年末の技能実習生の数は、328,360人



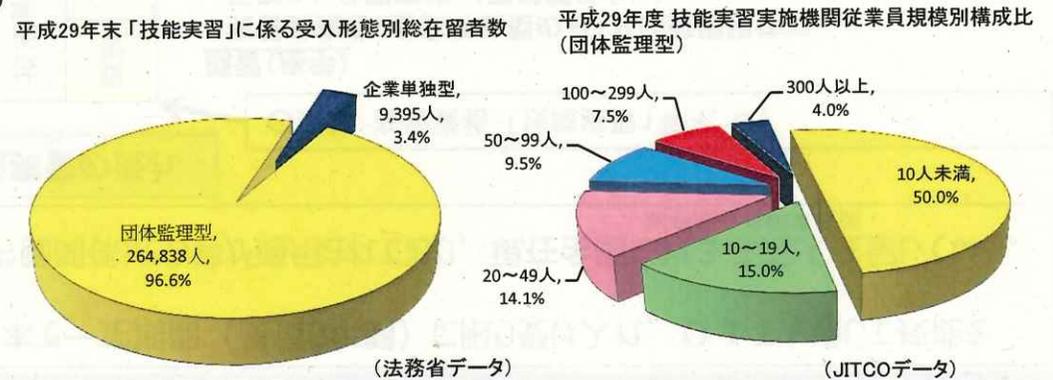
3 全体で80職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、
①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが96.6%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (令和元年5月28日時点 80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかこ漁業
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
水産練り製品製造	牛豚部分肉製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程 合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
プリント配線板製造	閉閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	パッド印刷
	自動車整備●
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
	リネンサブライ●△

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能。

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

件数等を公表

地方出入国在留管理局

現行制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣等

主務大臣等

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等(33頁)

- 電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築(34～35頁)

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供(36頁)

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援(37頁)

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

- ※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。
- ※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

平成31年3月28日

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果（概要）

法務省

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果 概要

失踪事案に関する調査

(1) 調査対象

平成29年1月～平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成された失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

(2) 調査実施状況

- ① 実地調査 1,555機関 (失踪技能実習生2,025人分)
- ② 電話・書面調査 2,177機関 (同2,473人分)
- ③ 協力拒否 113機関 (同155人分)
- ④ 倒産、所在不明等 270機関 (同320人分)
- ⑤ 失踪後に別途調査済み 165機関 (同245人分)

(3) 調査結果 (軽微な書類不備に係るものを除く。)

(2)①②の結果、721人(631機関)、延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。

(2)⑤により、38人(31機関)、延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。

これらの合計は、759人(662機関)、延べ数では937人分であり、延べ数の内訳は、

- ・最低賃金違反 58人 (うち措置済み1人)
- ・契約賃金違反 69人 (うち措置済み5人)
- ・賃金からの過大控除 92人
- ・割増賃金不払い 195人 (うち措置済み19人)
- ・残業時間等不適正 231人 (うち措置済み8人)
- ・その他の人権侵害 36人 (うち措置済み6人) (不当な外出制限、暴行等)
- ・書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人 (うち措置済み5人) (技能実習計画と実習内容の齟齬等)であった。

(4) 対応措置

- ・労働関係法令違反の疑いがある事案は、全て労働基準監督機関へ通報済み。
- ・今後、労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ、処分、指導等を予定。
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは、H31年度末までに機構等が実地検査。

死亡事案に関する調査

(1) 調査対象

平成24年～平成29年(6年分)の技能実習生の死亡事案171件

※ 把握済みの128件に加え、監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の43件
(参考) 在留技能実習生の総数：約15万人(H24)～約27万人(H29)

(2) 調査方法

- ・事案発生当時の報告書、死亡診断書等の記録を精査・分析
- ・実習実施機関等から補充資料を追加入手

(3) 調査結果

- ① 実習中の事故死 28件 (漁船の転覆、大型資材による圧死等)
- ② 実習外の事故死 53件 (交通事故、海水浴中の溺死等)
- ③ 病死 59件
- ④ 自殺 17件
- ⑤ 殺人又は傷害致死による死亡 9件 (同僚実習生によるもの3件)
- ⑥ その他 5件 (自殺か事故か断定できないもの3件、解剖するも死因不明2件)

(4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は、(3)の①が2件、②が15件(遊泳中事故等)、④が3件(私的な悩み等)など。
- ・凍死の1件は、(3)の②(飲酒して外出し、山林中で凍死)。

(5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事案を除き、警察、労基署等が必要な対応を実施。
- ・業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

新制度の運用状況等

(1) 新制度による適正化は、全体として一定程度機能

- ① 13か国と二国間取決めを作成し、不適正な送出機関の排除等に一定の効果。
- ② 機構が実習実施者、監理団体を計画的に実地検査（H30.12末現在7,000件以上）。
- ③ 機構が技能実習生の保護・支援を実施（母国語相談はH31.2月上旬現在約2,300件）。
- ④ 技能実習計画の認定制度の運用を通じ、制度の適正化に努めている。
- ⑤ 事業協議会等を通じた適正化の取組がみられる。
- ⑥ 新制度入国者の失踪率は、旧制度入国者の失踪率よりも低い（下欄(2)(3)の表参照）。

(2) 失踪、死亡事案等に対する対応体制には、以下の課題

- ① 失踪事案の届出受理後の証拠収集等の初動対応が必ずしも十分ではない。
- ② 聴取票の聴取項目が不十分であり、聴取結果が有効に活用されていない。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握が不十分であった。
- ④ 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない。

新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況等

(1) 失踪者数の推移

	(a) 前年末在留技能実習生数 + 当年新規入国技能実習生数 (人)	(b) 失踪者 (人)	(c) (b)の(a)に対する 割合
平成27年	264,630	5,803	約2.2%
平成28年	298,786	5,058	約1.7%
平成29年	356,276	7,089	約2.0%
平成30年	424,394	9,052	約2.1%

(2) 新規入国当年中の失踪状況の比較

平成29年新規入国の旧制度の技能実習生と平成30年新規入国の新制度の技能実習生につき、入国当年中の失踪状況を比較

	入国者(人)	入国当年の失踪者(人)	失踪率
平成29年 (旧制度)	127,657	1,163	約0.9%
平成30年 (新制度)	130,699	658	約0.5%

(3) 新規入国後約1年経過時点の失踪状況

平成30年2月・3月入国の技能実習生の平成31年2月末時点の失踪状況を比較

	H30.2~3の入国者(人)	H31.2末時点失踪者(人)	失踪率
総数	10,626	243	約2.3%
旧制度	4,758	158	約3.3%
新制度	5,868	85	約1.4%

運用の改善方策

(1) 失踪、死亡事案等への対応の強化

① 初動対応の強化

機構又は入管が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、実習生の賃金等に関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報、処分等。

② 聴取票の在り方の見直し

- ・聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設ける。
- ・専門性を有する入国審査官が聴取を行い、①も踏まえ、事実を解明。

③ 入管当局における死亡事案の把握の徹底（関係情報の定期的な照合確認）

④ 失踪に帰責性がある実習実施者は、一定期間新規受入れを停止（省令等の改正）

(2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

① 二国間取決めの対象国拡大及び運用強化

- ・中国、インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。
- ・送出国への通報や処分要請などによる送出国の適正化を更に強化。

② 口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入

特定技能制度と同様に、報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする（省令等の改正）。

③ 在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化

外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し、厚労省と法務省の情報共有や、警察等との連携を通じ、不法就労等の摘発・処分を強化。

④ 特定技能への移行についての周知徹底

監理団体、実習実施者及び実習生に対し、技能実習の修了後の特定技能への移行について丁寧に周知。

⑤ 技能実習生に対する支援・保護の強化

母国語相談、実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知を徹底し、これらの活用の拡大を通じ、実習生の保護を強化。

⑥ 迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査

実地検査結果や送出国の情報など各種情報を機構、入管及び厚労省が迅速に共有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

(3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化